

山梨県公報

第六百八十二号

令和八年

八月二十七日

木曜日

目次

告示

○指定納付受託者の指定（二件）

○道路の区域変更（三件）

公告

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出（三件）

公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

告 示

山梨県告示第二百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 クレジットカード等を利用して納付する山梨県立考古博物館の使用料
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) V I S A
 - (二) M a s t e r c a r d
 - (三) 銀 聯
 - 2 次に掲げる電子マネー
 - (一) 交通系 I C
 - (二) i D
 - (三) W A O N
 - 3 次に掲げるコード決済
 - (一) P a y P a y
 - (二) a u P A Y
 - (三) d 払 い
 - (四) メルペイ
 - (五) 楽天ペイ
 - (六) A l i p a y
 - (七) W e C h a t P a y
 - (八) 銀 聯 Q R
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 クレジットカード等を利用して納付する山梨県立博物館の使用料

三 指定納付受託者を指定した日 令和八年四月一日

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類

1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

(一) VISA

(二) Mastercard

(三) JCB

(四) AMERICAN EXPRESS

(五) Diners Club

(六) 銀聯

2 次に掲げる電子マネー

(一) 交通系IC

(二) iD

(三) W A O N

3 次に掲げるコード決済

(一) PayPay

(二) au PAY

(三) d払い

(四) メルペイ

(五) 楽天ペイ

(六) Ali pay

(七) WeChat Pay

(八) 銀聯QR

五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡小菅村字棚沢二九一一番一地从 先から 北都留郡小菅村字棚沢二八六八番九地先 まで	旧	七・〇〃 二五・七	一八三・一	
	新	一八・〇〃 六三・九		

山梨県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡小菅村字田元三九七三番一地从先 から 北都留郡小菅村字田元四〇二八番一地从先 まで	旧	一四・二 一七・八	一六・五	
	新	一四・二 二七・九	一六・五	

山梨県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十七号
- 三 道路の区域

区間		旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町河口字塚越三〇二番二地先から 南都留郡富士河口湖町河口字塚越三〇二番二地先まで	旧	一五・九ゝ 一五・九	三・〇	
	新	一五・九ゝ 一九・五	三・〇	

公
告

◎ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府住吉店 山梨県甲府市住吉三丁目三千九十二番地 外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 百四平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 百四十平方メートル
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 二 荷さばき施設② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前二時から午前七時まで

3 変更する年月日 令和九年四月十五日

三 届出年月日 令和八年八月十四日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十二月二十八日まで

◎ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスビッグステージ 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 六百七平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 六百五十五平方メートル
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設①・② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで 二 荷さばき施設③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 三 荷さばき施設④ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後五時まで	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設①・② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで 二 荷さばき施設③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 三 荷さばき施設④ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後五時まで

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		
	四 荷さばき施設⑤ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後一時まで 五 荷さばき施設⑥ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後五時まで 六 荷さばき施設⑦ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後十時まで 七 荷さばき施設⑧ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後十時まで	四 荷さばき施設⑤ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後一時まで 五 荷さばき施設⑥ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後五時まで 六 荷さばき施設⑦ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後十時まで 七 荷さばき施設⑧ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後七時まで 八 荷さばき施設⑨ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前二時から午前七時まで

- 3 変更する年月日 令和九年四月十五日
- 三 届出年月日 令和八年八月十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十二月二十八日まで

◎ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年八月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 D C M株式会社
社 代表取締役 神谷浩邦 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 D C M 韮崎店 山梨県韮崎市藤井町南下條字
下河原百五十二番地 外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び面積 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯	位置 届出の図面のとおり 面積 九十平方メートル 次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 荷さばき施設①・② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで	位置 届出の図面のとおり 面積 百三十平方メートル 次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設①・② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 二 荷さばき施設③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前二時から午前七時まで

3 変更する年月日 令和九年四月十五日

三 届出年月日 令和八年八月十四日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年十二月二十八日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年八月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「速やかに」の下に「指定証等を提示の上、」を加え、「指定証等を添えて」を「記載事項の変更を証する書面の写しを添付して」に改め、同条第三項中「破損したときは」の下に「指定証等を提示（亡失又は滅失の場合は除く。）の上」を加え、「（汚損又は破損したときは、指定証等を添えるものとする。）」を削り、同条第四項中「同条第二項」を「第二項」に、「又は」を「、又は」に、「指定証」を「指定証等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定を受けた者等は、第二項の届出により記載事項を変更した指定証等の交付を受けたとき、又は前項の届出のうち汚損若しくは破損により指定証等の再交付を受けたときは、速やかに旧指定証等を公安委員会に返納しなければならない。

第五条の三中「交通規制」の下に「（令第十一条又は令第二十七条に定める速度を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）」を加える。

第五条の四中「交通規制」の下に「（令第十一条又は令第二十七条に定める速度を超える最高速度の規制を除く。）」を加える。

第五条の五第五項、第六条第六項及び第六条の三第十一項中「添えて、」を「添付して」に改める。

第十条の三中「汚損又は」を「汚損し、又は」に、「添える」を「添付する」に改める。

第十五条の十第一項中「添えて、」を「添付して」に改める。

第二十五条第三項中「添えて」を「添付して」に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。